

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五条の五まで（現行のとおり）</p> <p>（検証機関の登録の申請）</p> <p>第五条の六（現行のとおり）</p> <p>2 条例第八条の七第一項の申請書（条例第八条の六第三項の規定による更新の登録に係るものに限る。）の提出は、同条第二項の有効期間の満了の前日三十日までに行わなければならない。</p> <p>3 （現行のとおり）</p> <p>一 検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が法人である場合にあつてはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）を含む。）が条例第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 検証機関登録申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>五の二 検証機関登録申請者が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、次に掲げる法定代理人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五条の五まで（略）</p> <p>（検証機関の登録の申請）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 検証機関登録申請者が条例第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>五 検証機関登録申請者が個人である場合にあつては、検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が検証業務に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該検証機関登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書面</p>
---	---

ア 個人 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

イ 法人 当該法定代理人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面

六 (現行のとおり)

七 検証機関登録申請者(検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員))の略歴を記載した書面

4| 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書の提出を求めることができる。

一 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、その役員(当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む))

二 (現行のとおり)

5| 第三項第一号の誓約する書面は、別記第二号様式の二による検証機関登録申請者誓約書によるものとする。

6| 第三項第七号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

(登録検証機関登録簿等)

第五条の七 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有し

六 (略)

七 検証機関登録申請者(検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員、検証業務に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人)の略歴を記載した書面

3| 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。

一 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、その役員(当該役員が検証業務に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人)

二 (略)

4| 第二項第一号の誓約する書面は、別記第二号様式の二による検証機関登録申請者誓約書によるものとする。

5| 第二項第七号の書面は、別記第一号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

(登録検証機関登録簿等)

第五条の七 (略)

2 (略)

一から三まで (略)

四 登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の能力を有しない

ない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員）の氏名並びに主たる事務所の所在地）

3及び4 （現行のとおり）

第五条の八 （現行のとおり）

（登録事項変更の届）

第五条の九 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 （現行のとおり）

一及び二 （現行のとおり）

三 条例第八条の七第一項第四号の役員の就任 登記事項証明書並びに第五条の六第三項第一号及び第七号の書面

四 （現行のとおり）

五 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の追加 第五条の六第三項第一号、第五号の二及び第七号の書面

六 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の氏名又は住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者若しくは役員）の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（前号に該当する場合を除く。） 第五条の六第三項第五号の二の書面

七 条例第八条の七第一項第六号の検証主任者の追加 第五条の六第三項第二号の書面

4 第五条の六第四項の規定は、前項の変更について準用する。

第五条の十から第八十三条まで （現行のとおり）

別表第一から別表第二十まで （現行のとおり）

別記第一号様式から別記第一号様式の二十一まで （現行のとおり）

未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

3及び4 （略）

第五条の八 （略）

（登録事項変更の届）

第五条の九 （略）

2 （略）

3 （略）

一及び二 （略）

三 条例第八条の七第一項第四号の役員の就任 登記事項証明書並びに第五条の六第二項第一号及び第七号の書面

四 （略）

五 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の追加 第五条の六第二項第一号、第五号及び第七号の書面

六 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の氏名又は住所の変更（前号に該当する場合を除く。） 第五条の六第二項第五号の書面

七 条例第八条の七第一項第六号の検証主任者の追加 第五条の六第二項第二号の書面

4 第五条の六第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第五条の十から第八十三条まで （略）

別表第一から別表第二十まで （略）

別記第一号様式から別記第一号様式の二十一まで （略）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十二年東京都規則第三十五号）新旧対照表（抄）

改正案

附則

1から15まで
（現行のとおり）

現行

附則

1から15まで
（略）

附則別記第三様式 (現行のとおり)

第2号様式(附則第4項関係)

登録検証機関登録簿						
登録番号	登録検証機関の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	法人にあっては、その役員の職氏名	未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(当該法定代理人が法人である場合には、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地)	登録区分及び有効期間	検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地	営業所に置かれる検証主任者の氏名
				1 特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 都内外削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 7 旧特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(日本工業規格A列4番)

附則別記第三号様式 (略)

第2号様式(附則第4項関係)

登録検証機関登録簿						
登録番号	登録検証機関の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	法人にあっては、その役員の職氏名	未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所	登録区分及び有効期間	検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地	営業所に置かれる検証主任者の氏名
				1 特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 都内外削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 7 旧特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(日本工業規格A列4番)